

標準準拠システム移行に伴う個人住民税の徴収方法の変更について

令和 3 年 9 月 1 日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、地方公共団体に対し、税務等の対象事務について、国が推進する標準化基準に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用が義務付けられました。

同法に基づき、港区においては、令和 9 年 1 月に標準準拠システムに移行します。この標準準拠システムにおいては、地方税法の規定に則った対応が求められるため、給与所得が複数ある場合の個人住民税の徴収方法及び公的年金に係る個人住民税の徴収方法が、令和 9 年度の個人住民税（令和 8 年中の所得に対する個人住民税）から変更になります。

1 変更の概要

- (1) 2 か所以上の勤務先から給与の支払いを受けている場合には、全ての給与を合算して税額を計算した上で、主たる給与の事業者から特別徴収になります。
- (2) 公的年金を受給している 65 歳以上の方で、公的年金以外の所得（給与所得や不動産所得等）がある場合は、公的年金の所得に係る個人住民税が特別徴収になります。

2 変更により影響を受ける方

- (1) 2 か所以上の勤務先から給与の支払いを受けている方
- (2) 公的年金を受給している 65 歳以上の方で、公的年金以外の所得（給与所得や不動産所得等）がある方

3 対象者数

- (1) 約 8, 500 人
- (2) 約 13, 700 人

4 今年度の取組

令和 9 年度からの個人住民税の徴収方法の変更に先立ち、対象となる区民に個別に案内（別紙参照）を送付します。

5 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年	11 月	区ホームページでの周知 対象者宛てに個別に案内を送付
令和 9 年	1 月	標準準拠システムへ移行 広報みなと（税金特集号）での周知 SNS での周知
	5 月	特別徴収税額通知書の発送
	6 月	普通徴収納税通知書の発送

2 か所以上の勤務先から 給与の支払いを受けている皆様へ

個人住民税の徴収方法が変わります(令和9年度～)

日頃から、税務行政にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和9年度の個人住民税（令和8年中の所得に対する個人住民税）から、2 か所以上の勤務先から給与の支払いを受けている場合は、全ての給与を合算して税額を計算した上で、主たる給与の事業者（特別徴収義務者）からの特別徴収（給与から天引き）になります。令和8年度までは、主たる給与以外の給与所得については、希望により普通徴収（個人で納付）とする取扱いを行ってきましたが、以下の理由により、取扱いが変更になります。

皆様にはご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 変更の経緯

令和9年1月に、港区の税務システムは、国が全国一律で推進する標準化基準に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）に移行します。この標準準拠システムにおいては、地方税法の規定に則った対応が求められるため、給与に係る個人住民税の徴収方法が、主たる給与の事業者（特別徴収義務者）からの特別徴収に統一されます。

○「標準準拠システム」とは

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、地方公共団体に対し、税務等の対象事務について、その利用が義務付けられたものです。

○ 地方税法の規定について

地方税法第321条の3においては、「前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする」と定められており、給与所得を特別徴収と普通徴収に分けて徴収することは規定されていません。

2 変更内容

令和8年度まで(令和7年中の所得)	令和9年度から(令和8年中の所得)
- 主たる給与を受ける勤務先からの特別徴収 - 上記以外の勤務先からの給与所得は <u>普通徴収を併用可能</u>	主たる給与を受ける勤務先において、 <u>その他の勤務先の給与所得分を合算して</u> 特別徴収（給与から天引き）

3 主たる給与の事業者(特別徴収義務者)への送付内容について

主たる給与の事業者(特別徴収義務者)には、「特別徴収義務者用(事業者用)」と「納税義務者用(従業員用)」の税額通知書を送付します。

○「特別徴収義務者用(事業者用)」の税額通知書

給与から天引きとなる税額のみが記載され、所得の詳細や控除の内訳は記載されません。

○「納税義務者用(従業員用)」の税額通知書

所得や控除の内訳が記載されますが、税額通知書は圧着シート加工されており、個人住民税額以外の情報(総所得金額や控除金額など)について、他者に知られることはありません(電子通知の場合も、個人専用のURLとパスワードが付されるため、通知内容は同様に保護されます)。

【お問合せ先】

港区 税務課課税係

電話：03-3578-2111(代表) 内線：2593～2598、2600～2608

公的年金を受給している皆様へ

個人住民税の徴収方法が変わります(令和9年度～)

日頃から、税務行政にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

公的年金を受給している65歳以上の方で、公的年金以外の所得（給与所得や不動産所得等）がある場合は、これまで公的年金からの特別徴収（天引き）を行っていませんでしたが、令和9年度の個人住民税（令和8年中の所得に対する個人住民税）から、以下の理由により、公的年金からの特別徴収（天引き）を行います。

皆様にはご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 変更の経緯

令和9年1月に、港区の税務システムは、国が全国一律で推進する標準化基準に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）に移行します。この標準準拠システムにおいては、地方税法の規定に則った対応が求められるため、公的年金の所得に係る個人住民税が、公的年金から特別徴収されます。

○「標準準拠システム」とは

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、地方公共団体に対し、税務等の対象事務について、その利用が義務付けられたものです。

○ 地方税法の規定について

地方税法第321条の7の2においては、65歳以上の年金受給者について、前年中の公的年金等に係る所得に対応する個人住民税を、公的年金から特別徴収することが定められています。納税者の希望によって徴収方法を変更することは認められていません。

2 変更内容

公的年金の所得に係る個人住民税は、公的年金以外の所得（給与所得や不動産所得等）があった場合も、公的年金からの特別徴収（天引き）になります。

○ 徴収方法の変更例

ケース	所得区分	令和8年度まで (令和7年中の所得)	令和9年度から (令和8年中の所得)
		特別徴収	
公的年金＋給与所得＋ その他の所得（営業・不動産等）	給与	特別徴収	
	年金	普通徴収	特別徴収
	営業・不動産等	普通徴収	
公的年金＋ その他の所得（営業・不動産等）	年金	普通徴収	特別徴収
	営業・不動産等	普通徴収	

3 変更の主なポイント

- (1) 徴収方法のみの変更となりますので、個人住民税の総額に変更はありません。
- (2) 公的年金からの特別徴収（天引き）となる税額は、公的年金の所得に係る部分のみになります。公的年金の所得以外に係る税額は含まれませんので、差額分は普通徴収（ご自身で納付）又は給与からの特別徴収（天引き）になります。
- (3) これまで口座振替を利用されている方も、令和9年度以降は、年金所得に係る個人住民税については、登録した口座からの引き落としではなく、公的年金からの特別徴収（天引き）になります。

【お問合せ先】

港区 税務課課税係

電話：03-3578-2111（代表） 内線：2593～2598、2600～2608